

台湾向け生果実検疫実施要領（平成 18 年 2 月 7 日 17 消安第 11342 号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(定義) 第 2 この要領において、「りんご」とは<i>Malus</i> spp.、「なし」とは<i>Pyrus</i> spp.、「もも」とは<i>Prunus persica</i>、「すもも」とは<i>Prunus americana</i>、<i>P. domestica</i>及び <i>P. salicina</i>をいう。 2 この要領において、「輸出年度」とは、1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までとする。 3 この要領において、「検品」とは、選果こん包施設で選果こん包し、その施設以外の施設で一定期間保管した生果実の中から、保管中に品質が劣化した生果実を除去することをいう。	(定義) 第 2 この要領において、「りんご」とは<i>Malus</i> spp.、「なし」とは<i>Pyrus</i> spp.、「もも」とは<i>Prunus persica</i>、「すもも」とは<i>Prunus americana</i>、<i>P. domestica</i>及び <i>P. salicina</i>をいう。 2 この要領において、「輸出年度」とは、1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までとする。
(検品の実施) 第 6 登録選果こん包施設で選果こん包された生果実の検品は、以下により行うものとする。 1 検品を実施する施設（以下「検品施設」という。）は、検品する生果実を選果こん包する登録選果こん包施設と同一都道府県にあること。 2 検品施設の責任者は、都道府県に台湾向け生果実検品施設登録申請書（第 7 号様式）を提出すること。また、当該申請書の記載内容に変更があった場合は、速やかに変更後の申請書を再提出すること。 3 前項の提出を受けた都道府県は、毎年、第 3 の 2 の（2）の期日までに、上記申請書に検品施設で検品する生果実を選果こん包する選果こん包施設の一覧表を添えて、当該都道府県を管轄する植物防疫所長等に提出すること。 4 検品施設の責任者は、検品施設に第 3 の 3 の識別研修を受け植物防疫所長等により登録された検品技術員を配置し、検品作業及び保管荷口の管理を徹底すること。 5 植物防疫所長等は、2 において申請された施設が以下の要件を満たす場合は、台湾向け生果実の選果こん包後の検品施設として登録すること。 なお、登録に際し、植物防疫所長等は必要に応じてその要件を満たしているか実地で確認するものとする。 （1）検品のための十分な照明設備を有すること。 （2）夜間作業を行う場合には、施設の開口部の閉鎖又は防虫網等による被覆によりモモンカイガの侵入を防止できること。 6 前項で登録を行った植物防疫所長等は、登録した検品施設を第 3 の 4 の	

(2)の期日までに都道府県に通知すること。 7 検品作業は、以下により行うものとする。 (1) 第4により台湾向けとして選果こん包された生果実を検品すること。 (2) 検品作業の開始前に施設の清掃を行うこと。 (3) 4月1日から10月31日までの期間、検品施設内には、台湾向け生果実を保管及び検品する場所に粘着式トラップを設置してモモシクイガの発生状況の調査を行い、その結果をトラップ等施設調査記録表（第4号様式）により記録すること。調査の結果、モモシクイガが発見された場合は施設内の消毒を行うこと。 (4) 4月1日から10月31日までの期間、台湾向けとして選果こん包された生果実とそれ以外の生果実の検品を同時に行わないこと。また、台湾向けとして選果こん包された生果実の施設内での保管は、それ以外の生果実から隔離して行うこと。 (5) 検品によりこん包から除去する生果実は、検品後直ちに施設外へ搬出すること。 (6) 検品によりこん包から除去した生果実に代えてこん包に補充する生果実は、その除去した生果実と同一の登録選果こん包施設で同日に第4により選果こん包された生果実を使用すること。 (7) 4月1日から10月31日までの期間、夜間に検品を行う場合は、施設の開口部を全て閉鎖又は防虫網等で被覆し、モモシクイガの再汚染防止措置を講ずること。 8 検品技術員は、検品した結果について、台湾向け生果実検品記録台帳（第8号様式）に記録し、当該台帳を保管するとともに、第5で交付された実施報告書の余白に、検品施設名、検品実施年月日、検品実施時間、廃棄数量及び検品技術員氏名を記入し、押印すること。 9 植物防疫官は、必要に応じて検品開始前又は検品中に、検品施設及び検品の実施状況について調査を行うこと。	
(台湾側検査官による査察) 第7 (略)	(台湾側検査官による査察) 第6 (略)
(輸出検査) 第8 (略)	(輸出検査) 第7 (略)
(台湾植物検疫当局の輸入検査でモモシクイガが発見された場合の対応) 第9 (略)	(台湾植物検疫当局の輸入検査でモモシクイガが発見された場合の対応) 第8 (略)
第7号様式	

都道府県 あて

年月日

検品施設責任者
住所
氏名

下記の施設を台湾向け生果実検品施設として申請します。

検品施設名	検品生果実	所在地及び連絡先	検品技術員氏名	夜間作業の有無	備考

(注) 夜間作業を行う場合は、備考欄に、再汚染防止措置の概略を記載すること。

第8号様式

台湾向け生果実検品記録台帳

検品施設名

選果こん包の情報					検品の情報				
選果こん包施設名	選果こん包 施設コード	実施年月日	品目 (品種)	選果こん包数量 (梱数・数量)	実施年月日	実施時間	検品数量 (梱数・数量)	除去数量 (梱数・数量)	担当検品 技術員

※台湾向け生果実選果こん包実施報告書の余白に検品施設名、検品実施年月日、検品実施時間、廃棄数量及び検品技術員氏名を記入し、押印すること。